

## 工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受けている者への参加制限の運用の見直しについて

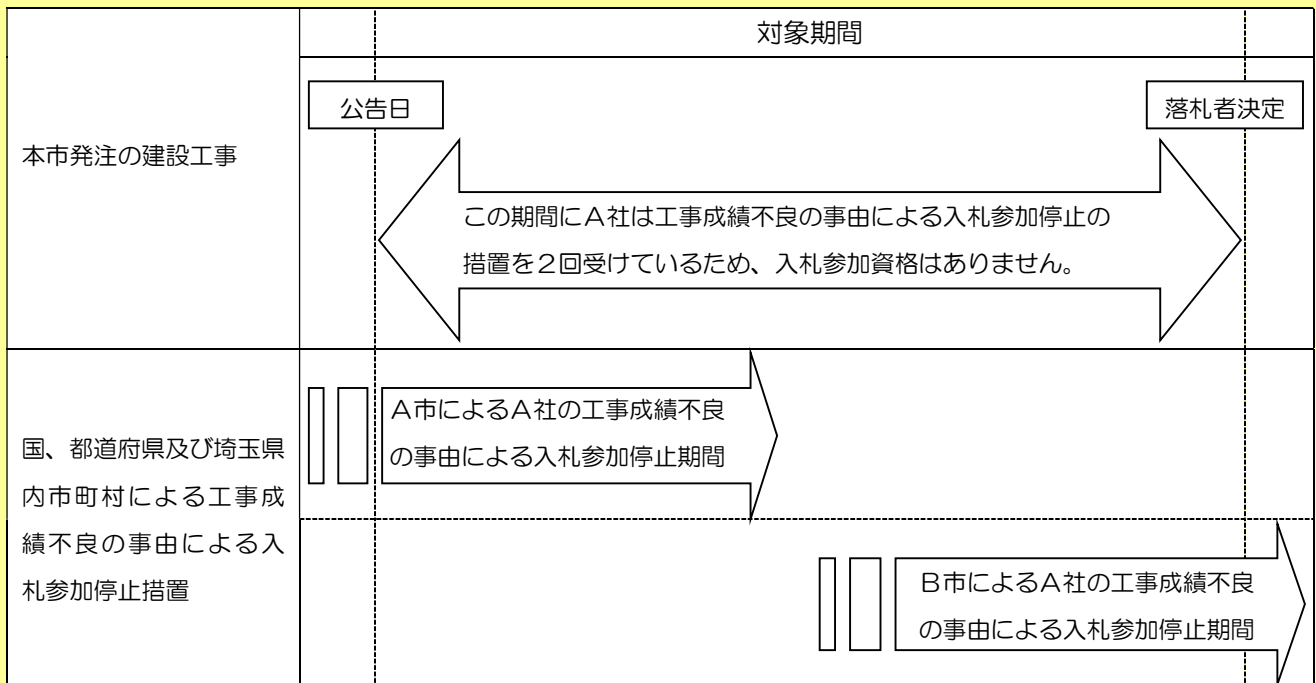
本市では、建設工事の契約の適正な履行を確保するため、平成28年4月1日から建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、工事成績不良の事由による入札参加停止措置を受けた者への参加制限についての取り組みを行ってきたところですが、下記のとおり入札参加制限の運用を見直します。

### 1 入札参加制限の拡大

これまで、設計金額1億5千万円以上の建設工事の一般競争入札についてのみ対象としていた入札参加条件の「公告日から落札者決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。」の明示、及び入札参加資格確認時の「入札参加停止措置に関する誓約書」の提出について、今後はすべての建設工事に係る一般競争入札を対象とし、確認を行います。

※ 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当します。

### 2 入札を無効とする期間（例）



※今回の改正は、令和2年7月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

# 入札参加停止措置に関する誓約書

当社は下記工事の公告日から、本誓約書提出の日までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けている期間がないことを誓約します。

また、この誓約書の提出日から落札決定までの間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から新たに工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を受け、入札参加停止の措置を2回以上受けている期間が生じた場合には、直ちに申し出ます。

## 記

1 工事名

2 公告日 令和 年 月 日

(あて先) さいたま市水道事業管理者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(注意1) この誓約書に虚偽があった場合、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

(注意2) 入札参加者が共同企業体の場合、この誓約書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。

(注意3) 工事成績不良の事由を含む警告の累積による入札参加停止措置も該当する。